

平成19年7月2日
(平成28年1月26日一部改正)
(平成29年8月21日一部改正)
(令和4年2月15日一部改正)
(令和6年1月29日一部改正)

岐阜労働局 職場体験実習実施要領

(目的)

第1 本要領は、学生を対象に岐阜労働局において実務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するとともに労働行政への理解を深める機会とすることを目的として実習を実施することとし、実習実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

(実習期間)

第2 実習は、原則として、夏季休業、冬季休業、春季休業を利用して行うものとし、実務を体験させる実習期間は1か月以下とする。

(実習の場所)

第3 実習の場所は、岐阜労働局各部室とする。
但し、実習内容に応じてその他の場所で行うこともできるものとする。

(実習の対象者)

第4 実習の対象者は、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

(学生の募集及び実習生の決定)

第5 学生の募集については、岐阜県インターンシップ推進協議会を通じて行うものとする。
また、実習生の決定は、大学等を通じて申し込んだ場合は大学等に通知し、個人で申し込んだ場合は学生本人に通知するものとする。

(覚書の締結)

第6 大学等の就職担当部局の長は、岐阜労働局が学生を受け入れるまでの間に、岐阜労働局と遵守事項等についての覚書を締結するものとする。
但し、学生が、大学等の関与なく補償手続が行える災害傷害保険、賠償責任保険に加入している場合には、この限りではないものとする。
2 当局と覚書を締結していない大学等との間において、以下の条文に関わらず、相互に何らかの責任を負うものではないものとする。

(実習の内容等)

第7 実習の内容等は、次のとおりとする。
(1) 指導員が実習生の指導・助言等に当たるものとする。
(2) 実習生は、別に定める実習実施日ごとに定めた業務日程に基づき実習を行うものとする。
(3) 実習生は、日々の実習終了後に、実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出するものとする。
(4) 指導員は、報告書の内容の確認等を行い、総務部長に報告するものとする。

(実習生の身分等)

第8 実習生については、国家公務員の身分は保有しないものとし、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならないこと。

(2) 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならないこと。

なお、実習生が実習の成果としてレポート等を外部（大学等を含む。）に提出又は発表する場合には、事前に、実習生を受け入れた部署の承認を受けなければならないこと。

(3) 実習生は、公務の適正な運営の確保等が図られるよう行動するものとし、公務の信用を失墜するような行為をしてはならないこと。

(4) 実習生が、実習中に知り得た秘密を部外者に漏らした場合、実習期間中に公務の信用を失墜する行為を行った場合、正当な理由なく実習の実施期間に5分の1以上の欠務があった場合、その他職場秩序を乱す行為を行った場合には、岐阜労働局は当該学生についての実習を打ち切ることができるものとし、速やかにその旨を大学等に通知するものとする。

但し、覚書を締結していない大学等には通知しないものとする。

(5) 実習生は、誓約書を実習開始前までに岐阜労働局に提出しなければならないこと。

（実習生の実習時間等）

第9 実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

(1) 実習時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で定めるものとし、休憩時間は、午後0時から同1時までの間とする。

(2) 実習期間のうち、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、実習を要しない日とすること。

(3) 実習期間中は実習に専念するものとし、実習に支障が生じないように登庁するものとする。

(4) 実習については、正当な理由がある場合を除いて、欠務を認めないものとする。

但し、正当な理由により欠務する場合は、事前に岐阜労働局に申し出るものとし、岐阜労働局からの指示に従うものとする。

やむを得ず、事前に申し出ることができない場合にあっては、事後、速やかに岐阜労働局に連絡するものとする。

（実習生の保険加入等について）

第10 実習生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は岐阜労働局（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、災害傷害保険、賠償責任保険に加入しなければならないものとする。

なお、大学等が加入している保険によって補償を受けることができる場合には、別途実習生が加入する必要はないものとする。

（経費負担等について）

第11 実習生が実習に必要な交通費等一切の参加経費は、実習生が負担するものとする。

（実習結果の報告）

第12 当局と覚書を締結した大学等は、岐阜労働局に対して、自校が申し込んだ実習生の実習結果の報告を求めることができるものとする。

（アンケートの実施）

第13 実習終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、岐阜労働局は実習生に対してアンケートの提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 14 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に必要な事項は、別途定めるものとする。

2 実習の実施について、疑義が生じた事項については、岐阜労働局が実習実施部、大学等、実習生等と協議して決定するものとする。

第 15 本要領については、実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。